

機関名	国東市(国東市長部局)
任命権者	国東市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市における障害者雇用に関する課題	令和元年度において法定雇用率が未達成であったため、令和2年からは積極的な障害者雇用を実施し、令和5年度までは雇用率が上回る取組みとなっていた。 しかし、令和6年度(6月1日現在)において法定雇用率を下回る取組み状況となってしまうことから、障害者の雇用に、より積極的に取り組むとともに、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和6年6月1日時点の実雇用率:2.52% (法定雇用率3.0% ※経過措置期間につき2.8%) ※国東市(国東市長部局)は障害者雇用率制度の特例認定を受けているため、国東市教育委員会と併せた国東市役所全体での実雇用率。 (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 毎年度、新たな職域を開拓するよう努力する。 (評価方法)毎年度、人事記録を基に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む)全員について、大分労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○職場の同僚・上司を対象として、対応のノウハウや困難事例について共有を行う経験交流会を開催する。その際、外部機関の専門家に対し、障害に関する理解促進・啓発のための講義を依頼する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用や部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害者からの要望を踏まえ、業務マニュアルのカスタマイズやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規採用の障害者については、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○障害者と公的機関の職員の相互理解を深めるため、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を積極的に行う。 ○一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な採用に努める。 ○採用選考にあたり、障害者からの要望を踏まえ、面接における手話通訳者を配置する、本採用までに少ない勤務時間での慣らし期間を設ける等、障害特性への配慮を行う。 ○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 ○正規職員のほか、短時間勤務を行う会計年度任用職員についても障害者の採用に務める。
(3)働き方	○フレックスタイム制等、柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	○月1回の定期的な面談の設定及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取り組みを行う。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市教育委員会
任命権者	国東市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市教育委員会における障害者雇用に関する課題	国東市教育委員会においては、勤務する全ての職員が他機関からの出向者であり、当該機関で採用を行っていないが、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用や部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市議会事務局
任命権者	国東市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市議会事務局における障害者雇用に関する課題	国東市議会事務局においては、勤務する全ての職員が他機関からの出向者であり、当該機関で採用を行っていないが、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 また、部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市農業委員会事務局
任命権者	国東市農業委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市農業委員会事務局における障害者雇用に関する課題	国東市農業委員会事務局においては、勤務する全ての職員が他機関からの出向者であり、当該機関で採用を行っていないが、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として農業委員会事務局長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 また、部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市監査委員事務局
任命権者	国東市代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	国東市監査委員事務局においては、勤務する全ての職員が他機関からの出向者であり、当該機関で採用を行っていないが、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として監査委員事務局長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 また、部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市選挙管理委員会事務局
任命権者	国東市選挙管理委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市選挙管理委員会事務局における障害者雇用に関する課題	国東市選挙管理委員会事務局においては、勤務する全ての職員が他機関からの出向者であり、当該機関で採用を行っていないが、不本意な離職者を生じさせない体制の整備に努めることとする。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として選挙管理委員会事務局長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市消防本部・国東市消防署」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 また、部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

機関名	国東市消防本部・国東市消防署
任命権者	国東市消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
国東市消防本部・国東市消防署における障害者雇用に関する課題	国東市消防本部・国東市消防署は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条第1項で規定する、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数から除外されている職員(国民の生命の保護とともに、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員についてのみ、別途の取り扱いが必要であるものとされている)で構成されており、当該機関で障害者の採用を行っていない。 ただし、今後、事務等を担う障害者が他機関から出向となる可能性はある。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	○障害者雇用推進者として消防本部庶務課長を選任する。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」と共同し、障害者雇用推進者、各部署の管理職、参画を希望する職員等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」における検討会議を開催する。 会議については、必要に応じて随時開催するものとし、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○「国東市(国東市長部局)」、「国東市教育委員会」、「国東市議会事務局」、「国東市農業委員会事務局」、「国東市監査委員事務局」、「国東市選挙管理委員会事務局」と共同し、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進チーム、障害者職業生活相談員等)を整備・充実化を図るとともに、組織外の関係機関(大分労働局、別府公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関等)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理したうえ、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、能力や希望も踏まえ、適宜、アンケートや障害者本人への聴取等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 また、部署異動の際及び定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかを点検し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○今後、障害者である職員が在籍した場合は、定期的な面談で必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

障害者サポート体制

